

掲示事項 介護老人保健施設 博寿苑（運営規程の概要）

令和7年 4月 1日 現在

施設の名称等

フリガナ	カイゴロウジンホケンシセツ ハクジュエン		サービス種別	介護保健施設
施設名	介護老人保健施設 博寿苑		事業所番号	0157280017
所在地	〒079-1281 北海道赤平市平岸新光町2丁目4番地		フリガナ	タカハシ ノブユキ
			管理者氏名	高橋 伸幸
連絡先	電話番号	0125-37-2001	FAX番号	0125-38-8382
入所定員	100名	居室形態	従来型個室100室	

従業者の職種、員数及び勤務体制

※必置職については、法令の定めるところによる。

職 種	員数
管理者(医師兼務可)	1人以上
看護職員	9人以上
介護職員	24人以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1人以上
管理栄養士	1人以上
介護支援専門員	1人以上
支援相談員	1人以上
事務員	施設の実情に応じた適当数
その他の従業者	施設の実情に応じた適当数

勤務シフト

早番07:00～15:00
 日勤09:00～17:00
 遅番10:00～18:00
 夜勤17:00～09:00

協力医療機関等

併設医療機関	名称	平岸病院
	所在地	北海道赤平市平岸新光町2丁目1番地
協力医療機関	名称	あかびら市立病院
	所在地	北海道赤平市本町3丁目2番地
協力歯科医療機関	名称	平岸病院内歯科
	所在地	北海道赤平市平岸新光町2丁目1番地

秘密の保持

○当施設の職員及び当施設を退職した職員は、業務上知り得た利用者の方又はそのご家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。

○当施設が、居宅介護支援事業所等、必要な機関に対し、利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ、書面にて説明を行い、利用者の方及びご家族等の同意を得ます。

○上記以外に利用者の方及びご家族等に説明し、同意を得なければならない項目につきましては、所定の書式にてご説明し、同意書にてご承諾をいただきます。

利用料(基本料金・各種加算)

【介護保健施設サービス】

基本料金：介護保健施設サービス費＜基本型＞

要介護度	基本料金(1日につき)		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	717円	1,434円	2,151円
要介護2	763円	1,526円	2,289円
要介護3	828円	1,656円	2,484円
要介護4	883円	1,766円	2,649円
要介護5	932円	1,864円	2,796円

各種加算及び減算	利用料金(1日又は1月につき)		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
夜勤職員配置加算	24円/日	48円/日	72円/日
外泊時費用	362円/日	724円/日	1,086円/日
外泊時在宅サービス利用時	800円/日	1,600円/日	2,400円/日
初期加算(Ⅱ)	30円/日	60円/日	90円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	44円/日	66円/日
安全対策体制加算(入所時1回のみ)	20円/日	40円/日	60円/日
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算(Ⅱ)	33円/月	66円/月	99円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	6円/月	9円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	26円/月	39円/月
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月	20円/月	30円/月
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月	30円/月	45円/月
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月	40円/月	60円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月	80円/月	120円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月	120円/月	180円/月
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円/日	516円/日	774円/日
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200円/日	400円/日	600円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ) 240円/日	(Ⅰ) 480円/日	(Ⅰ) 720円/日
	(Ⅱ) 120円/日	(Ⅱ) 240円/日	(Ⅱ) 360円/日
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日
退所時栄養情報連携加算	70円/日	140円/日	210円/日

ターミナルケア加算	72円 (死亡日以前31日以上～45日以下)	144円 (死亡日以前31日以上～45日以下)	216円 (死亡日以前31日以上～45日以下)
	160円 (死亡日以前4日以上～30日以下)	320円 (死亡日以前4日以上～30日以下)	480円 (死亡日以前4日以上～30日以下)
	910円 (死亡日以前2日又は3日)	1,820円 (死亡日以前2日又は3日)	2,730円 (死亡日以前2日又は3日)
	1,900円 (死亡日)	3,800円 (死亡日)	5,700円 (死亡日)
入所前後訪問指導加算	(Ⅰ) 450円/日	(Ⅰ) 900円/日	(Ⅰ) 1,350円/日
	(Ⅱ) 480円/日	(Ⅱ) 960円/日	(Ⅱ) 1,440円/日
試行的退所時指導加算	400円/日	800円/日	1,200円/日
退所時情報提供加算	(Ⅰ) 500円/日	(Ⅰ) 1,000円/日	(Ⅰ) 1,500円/日
	(Ⅱ) 250円/日	(Ⅱ) 500円/日	(Ⅱ) 750円/日
入退所前連携加算	(Ⅰ) 600円/日	(Ⅰ) 1,200円/日	(Ⅰ) 1,800円/日
	(Ⅱ) 400円/日	(Ⅱ) 800円/日	(Ⅱ) 1,200円/日
療養食加算	6円/1食につき	12円/1食につき	18円/1食につき
緊急時治療管理	518円/日	1,036円/日	1,554円/日
特定治療	医科診療報酬点数表の点数×10円		
身体拘束廃止未実施減算	5円/日	10円/日	15円/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月の利用料金(基本料金＋各種加算減算)の5.4%		

※利用料金の計算過程における端数処理により、実際の請求金額と若干異なる場合がございますので、あらかじめ、ご了承ください。

食費・居住費

国の定める基準費用額

食費 1,445円/日

居住費 1,728円/日

※食費及び居住費は、利用者の方の収入及び課税状況、預貯金等資産の要件により、下記のとおりとなります。

利用者負担の段階	食費(3食)	居住費(1日あたり)	要件
第1段階	300円	550円	非課税世帯で老齢福祉年金受給の方又は生活保護受給の方
第2段階	390円	550円	非課税世帯で年金収入等の合計金額が年間80.9万円以下の方
第3段階①	650円	1,370円	非課税世帯で年金収入等の合計金額が年間80.9万円超120万円以下の方
第3段階②	1,360円	1,370円	非課税世帯で年金収入等の合計金額が年間120万円超の方
第4段階	1,380円	2,000円	上記以外の方(課税世帯及び預貯金等資産要件を満たしていない方)

※利用者負担第1段階～第3段階②の方でも、国の定める預貯金等の資産の要件に示されている、下記の金額を超えている場合は、減額対象外となり、第4段階の方と同じ料金となりますので、あらかじめご了承ください。

- ・利用者負担第1段階の方 → 単身世帯で1,000万円、夫婦世帯で2,000万円
- ・利用者負担第2段階の方 → 単身世帯で650万円、夫婦世帯で1,650万円
- ・利用者負担第3段階①の方 → 単身世帯で550万円、夫婦世帯で1,550万円
- ・利用者負担第3段階②の方 → 単身世帯で500万円、夫婦世帯で1,500万円

その他の日常生活に要する費用

内容	金額	適用基準
教養娯楽費	実費	
日用品費	実費	※参照
理美容代	実費	
インフルエンザ予防接種費用	実費	
新型コロナウイルス予防接種費用	実費	
肺炎球菌予防接種費用	実費	
テレビレンタル料	100円	1日につき
冷蔵庫レンタル料	50円	1日につき
クリーニング料金	実費	
文書料	1通2,200円～	

※ご自身でお持ち込みいただくか、施設で用意したものをご使用いただきます。

洗顔用タオル(30円)、バスタオル(50円)、入浴用タオル(30円)、シャンプー・リンス(20円)、ボディソープ(20円)

事故発生時の対応及び賠償責任

○当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに当該市区町村及び関係各機関、並びに身元引受人の方等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○サービスの提供により利用者の方に賠償すべき事故が発生した場合には、天変地異等の不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、利用者の方の重過失があった場合には、損害賠償の額を減じることができるものとします。

緊急時の対応

○当施設では、利用者の方に対し、施設医師の医学的判断により、対診が必要と認められた場合は、協力医療機関又は協力歯科医療機関等での診療を依頼する場合があります。

○利用者の方に対し、施設での対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断された場合は、他の専門的機関をご紹介します。

○サービス提供中に利用者の方の心身の状態が急変した場合など、身元引受人の方又は利用者の方若しくは身元引受人の方が指定する方に対し、緊急に連絡を行います。

苦情処理について

○当施設では、サービスに関する苦情については、迅速かつ、適切に対応するため、支援相談員にお申し出いただくか、備え付けのご意見箱に投函してお申し出いただいております。その際、苦情申立てにより、利用者の方やそのご家族等が不利益を受けることがないよう配慮します。

○苦情処理につきましては、十分に聞き取りを行い、その内容を的確に把握し、必要に応じて調査を行い、改善が必要ない場合においても、適切な対応を図り、その結果を利用者の方及びそのご家族等にご了承くださいるまで、懇切丁寧な説明を行います。

身体拘束について

- 当施設では、利用者の方に対し、サービスの提供にあたり、利用者の方、又は他者の生命、及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の方に対し、身体拘束、その他の行動を制限する行為は行いません。
- 当施設では、身体拘束適正化検討委員会を定期的開催するとともに、指針の整備及び定期的な研修を実施するための担当者を置き、全職員に身体拘束適正化についての周知徹底を図っております。

高齢者虐待防止の推進について

- 当施設では、利用者の方の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、高齢者虐待防止委員会を定期的開催するとともに、指針の整備及び定期的な研修を実施するための担当者を置き、全職員に高齢者虐待防止についての周知徹底を図っております。

感染症及び食中毒などの予防対策について

- 当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延を防止するため、感染対策委員会を定期的開催するとともに、指針の整備及び定期的な研修並びに訓練を実施し、全職員に感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止についての周知徹底を図っております。

業務継続計画の策定等について

- 当施設では、感染症や非常災害の発生時において、利用者の方に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

ハラスメント対策について

- 当施設では、職員から利用者の方又は利用者の方から職員、若しくは職員同士によるいかなるハラスメント行為も許容しません。

以下でいうハラスメントとは、利用者の方やそのご家族様等からの当施設職員に対する身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメントをいいます。

ハラスメント事案が発生した場合は、速やかに当該者への事実確認のうえ、ご家族様等への連絡を行うとともに、当施設の「ハラスメント防止のための指針」に従い、再発防止策の検討など必要な措置を講じます。

また、当該者に改善するよう依頼したにも関わらず、改善がみられない場合は、サービスのご利用を中止又は終了させていただく場合があります。